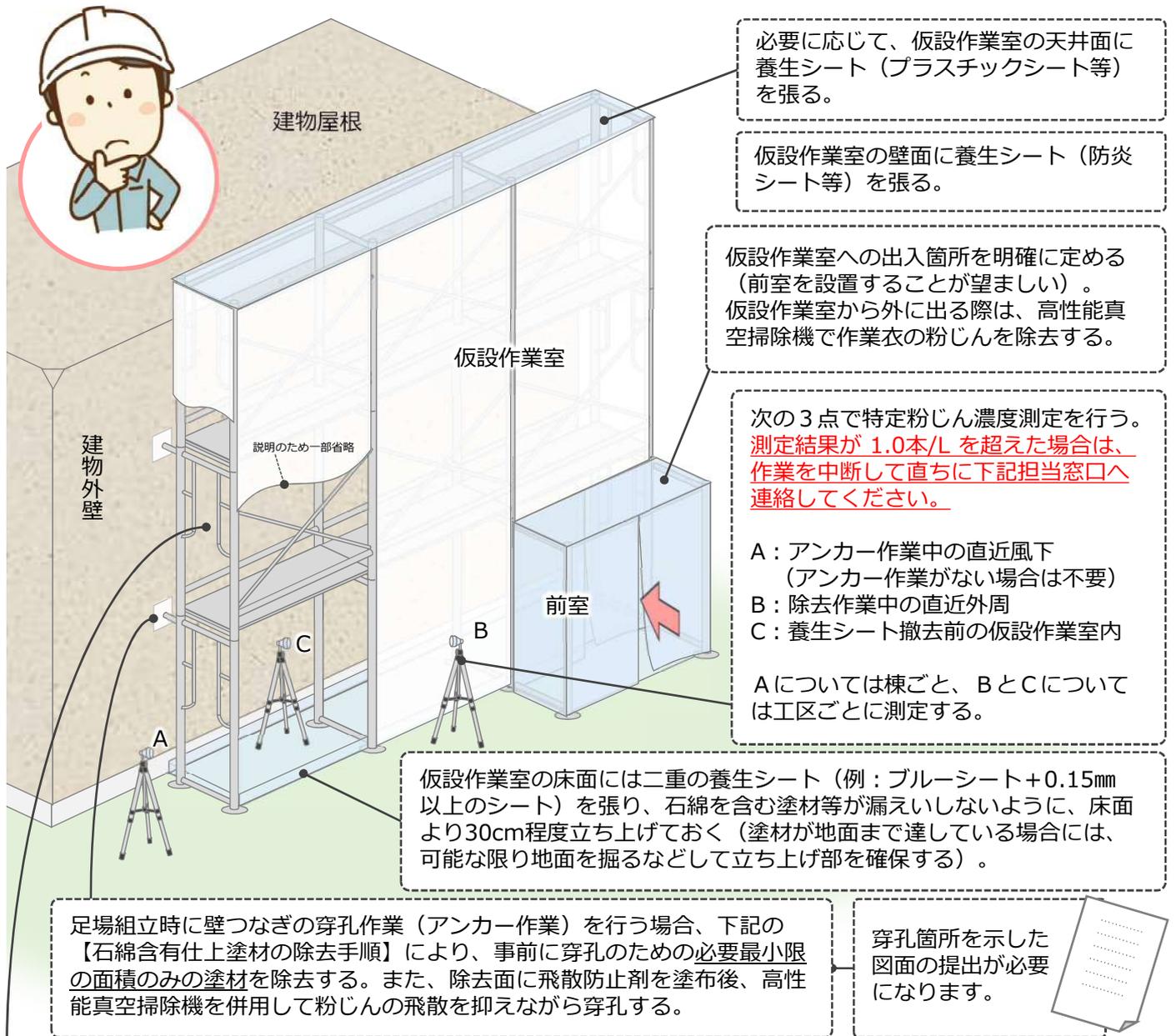


「剥離剤併用手工具ケレン工法」の取扱い

本取扱いは、札幌市において「吹付け工法、または工法が不明な石綿含有仕上塗材」を除去する場合に適用されます。
(仕上塗材の施工方法の確認は、設計図面等の情報を基に客観的に行ってください。)



【石綿含有仕上塗材の除去手順】

仮設作業室の完成後…

- ①塗膜剥離剤を除去面に塗布し、湿潤化させる。
- ②湿潤状態を保ちながらスクレーパーなどの手工具等を用いて塗材を剥がし取る。
- ③除去した塗材を二重の廃棄物袋に密封する。
- ④連続した塗材の一部を除去する場合、除去しない塗材の端（切断面）に飛散防止剤を塗布する。

【仮設作業室の撤去手順】

- ①石綿含有仕上塗材が完全に除去されていることを確認する。
- ②高性能真空掃除機を用いて仮設作業室内を清掃する。
- ③仮設作業室内の特定粉じん濃度測定結果が総繊維数濃度もしくは石綿繊維数濃度で1.0本/L以下であることを確認してから養生シートを撤去する。

「アンカー作業」又は「養生シートを張る作業」のいずれか先に行う作業の開始14日前までに大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を下記担当まで提出する必要があります。また、労働基準監督署にも届出しなければならない場合もあるため、事前に相談して作業内容の確認を受けてください。

【担当】札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係 TEL：011-211-2882
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目